

サンヴィッツ宝栄運営委員会規約

(目 的)

第 1 条 この規約は、サンヴィッツ宝栄（以下「当館」という。）の適切な管理と運営を図るため、サンヴィッツ宝栄運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することを目的とする。

(委 員)

第 2 条 運営委員会の委員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 区長
- (2) 区長代理
- (3) 区長代理（会計専任）
- (4) 顧問
- (5) アドバイザー
- (6) 相談役
- (7) 区議員議長
- (8) 宝栄地区の区議員、大組長、長寿友の会代表者
- (9) 民生児童委員
- (10) 生涯学習活動地区推進員
- (11) 区事務員

(委員の任期)

第 3 条 運営委員会の委員の任期は、その職にある期間中とする。

(活 動)

第 4 条 運営委員会は、次の各号の活動を行う。

- (1) 当館の運営管理及び使用に関すること
- (2) 当館の使用料に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要なこと

(役 員)

第 5 条 運営委員会に、次の役員をおく。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 会計
 - (4) 管理責任者
- 2 役員を選出については、次のとおりとする。
- (1) 委員長は、区長をもってあてる。
 - (2) 副委員長は、区長代理をもってあてる。
 - (3) 会計は、区長代理（会計専任）をもってあてる。
- 3 役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、運営委員会の会計を司る。
- (4) 管理責任者は、当館の管理を司る。

(会 議)

第 6 条 運営委員会は、年 1 回の開催とする。

- 2 委員長が、必要と認めたときは、臨時に運営委員会を開催することができる。
- 3 議決を必要とする事項については、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は、委員長が決定する。

(雑 則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、サンヴィッツ宝栄管理運営委員会規約（平成 11 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 2 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。